

福井県 学校防災マニュアル

平成25年3月
福井県教育委員会

学校防災マニュアル

I 学校防災マニュアル改訂（追加・修正）の留意点

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 学校独自の視点 | P 1 |
| (2) 学校防災マニュアル訂正（追加・修正）の手順 | P 2 |
| (3) 学校防災マニュアルのチェック | P 3 |

II 災害発生時の対応（フローチャート）

- | | |
|----------|-----|
| (1) 地震 | P 4 |
| (2) 津波 | P 5 |
| (3) 水害 | P 6 |
| (4) 土砂災害 | P 7 |
| (5) 強風害 | P 8 |

※各災害の内容

- ① 各災害の発生時から引き渡しまでのフローチャート
- ② 児童生徒の留意点
- ③ 学校の留意点

III 災害後の対応

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 避難誘導 | P 9 ~ 12 |
| (2) 安否確認 | P 13 |
| (3) 対策本部の設置 | P 14 ~ 15 |
| (4) 引き渡し | P 16 ~ 19 |
| (5) 避難所協力 | P 20 |
| (6) 心のケア | P 21 ~ 22 |
| (7) 学校再開に向けて | P 23 |

IV 平常時の危機管理

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 体制整備 | P 24 ~ 26 |
| (2) 安全点検 | P 27 ~ 28 |
| (3) 避難訓練 | P 29 ~ 30 |
| (4) 教職員の研修 | P 31 |
| (5) 人材の活用 | P 31 |
| (6) 備蓄 | P 32 |

I 学校防災マニュアル改訂（追加・修正）の留意点

ポイント1 学校が所在する立地環境の理解が基本

ポイント2 訓練等の実施により改良・改善された実践的なマニュアル作成

（1）学校独自の視点

① 自然的環境及び社会的環境の把握

学校が立地している自然的環境について総合的に把握することが第一である。その際、県や各市町が作成しているハザードマップや過去の自然災害、研究・防災機関（大学・気象台等）の助言など、多角的な情報から判断することが大切である。

東日本大震災では、ハザードマップで想定していたエリアを超える津波によって多くの被害が発生したことを踏まえ、その災害規模を超えることがあることも考えておかなければならぬ。また、地震によって火災や土砂災害、液状化の被害が発生することも想定し、避難経路については複数の経路を設定しておく必要がある。

避難経路については、必ず実地見分を行い、その状況を確認しておくことが大切である。天候や交通量等による状況変化も考慮しなければならない。災害発生時には児童・生徒等の避難だけでなく地域住民の避難により混雑することなども考慮する必要がある。

また、社会的環境の特性（市街地、商店街、住宅街、工場地帯等）や医療機関、警察署、消防署等の関係機関の場所を確認しておく。

② 校内の状況、地域の人的状況の把握

児童・生徒数や教職員数、支援を必要とする児童・生徒等を把握し、登下校の方法や登下校時間帯等における対応を確認する。

また、地域によっては、時間帯で所在する住民の構成が変わることもあり、登下校時の災害発生時の協力体制や、学校が避難所となる場合の地域住民の避難行動も一律ではない場合が考えられる。災害が発生する時間帯による状況の変化についても考慮し、災害発生時間帯別に対応の流れを整理しておくことも必要である。

③ その他

近隣に原子力施設がある場合には、各市町の災害対策本部との綿密な連絡体制を整えておくことが必要である。併せて、事前に、災害発生時における県や市町などの対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、伝えられた情報の内容確認の方法、児童・生徒等のとるべき行動などについて把握しておく必要がある。

参考

福井県における津波シミュレーション結果

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kikitaisaku/kikitaisaku/tunami-soutei.html>

洪水ハザードマップ <http://www.pref.fukui.jp/doc/sabo/kouzuihazardmap.html>

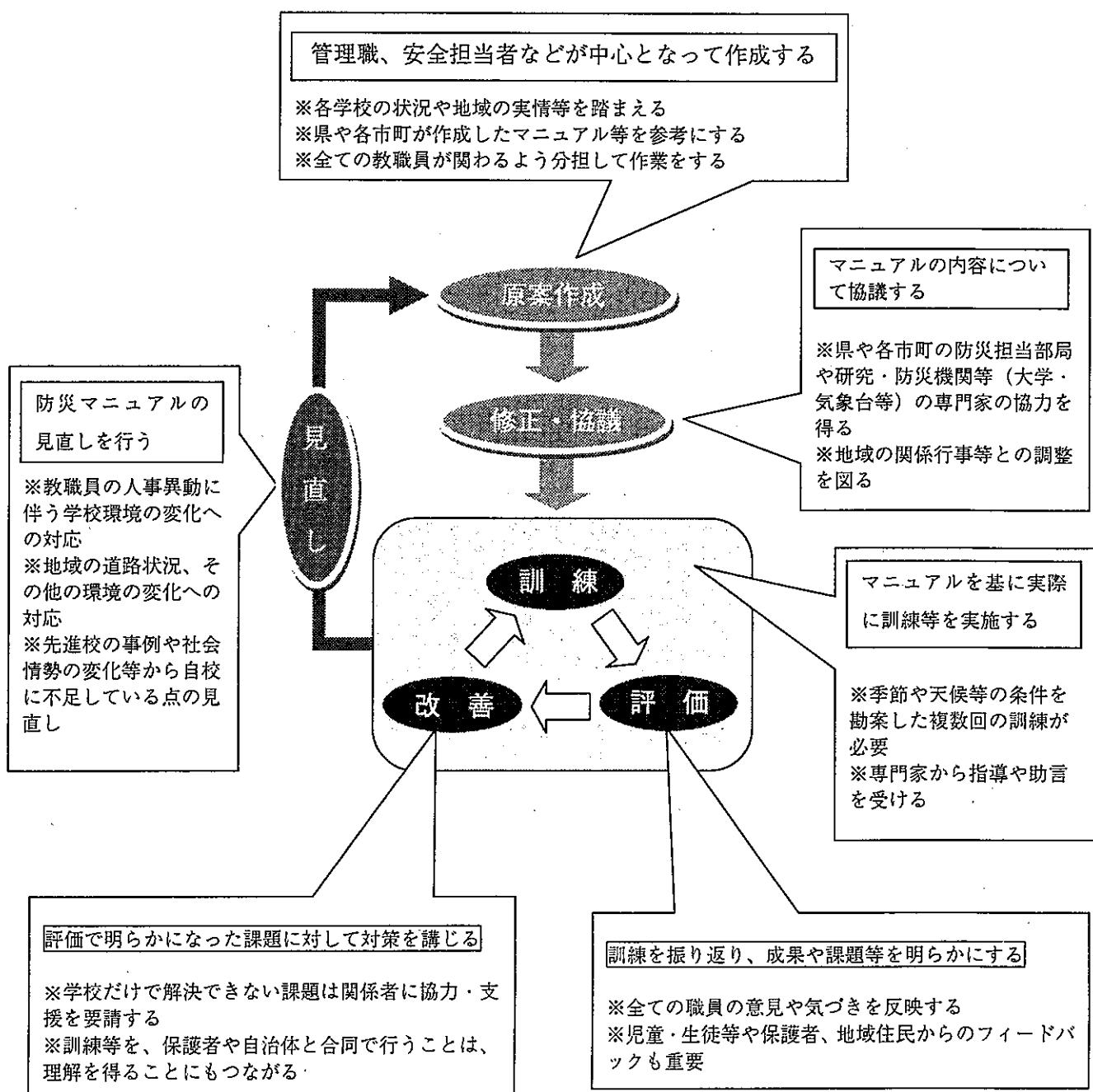
気象庁 <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

福井地方気象台 <http://www.jma-net.go.jp/fukui/>

(2) 学校防災マニュアル改訂（追加・修正）の手順

東日本大震災では、事前にマニュアルに沿った避難訓練を行い、児童・生徒の高台までの避難時間を測定していた学校が、そのデータを基に避難場所や避難経路を適切に判断したことで全員が助かった例があった。また、被災した学校の調査では、地震発生時、ほぼ全ての学校で児童・生徒等が安全確保の行動をとり、避難訓練の成果が生かされたとする学校も約8割に上っている。避難所になった学校においても、事前に地域住民や関係団体、組織と連携を図っていたところでは混乱せず、開設、運営ができたことが報告されている。

これらのことからも、次頁の手順に沿って災害発生時の各場面での対応について、マニュアルに基づいた訓練を繰り返し、課題を明確にするとともに、改良・改善を図ることが大切である。訓練を繰り返すことにより、マニュアルに頼らなくても行動できるようにしておくことが重要である。



(3) 学校防災マニュアルのチェック

各学校で発生が考えられる災害に応じて、それぞれの項目で不足している点がないか、以下の表を活用し、隨時チェックしてください。

① 災害発生時の対応(1)～(4)は、フローチャートまたは各項目を参考にして追加または修正する。

② 災害発生後の対応(5)～(7)および平常時の危機管理(1)～(6)は各項目を参考にして追加または修正する。

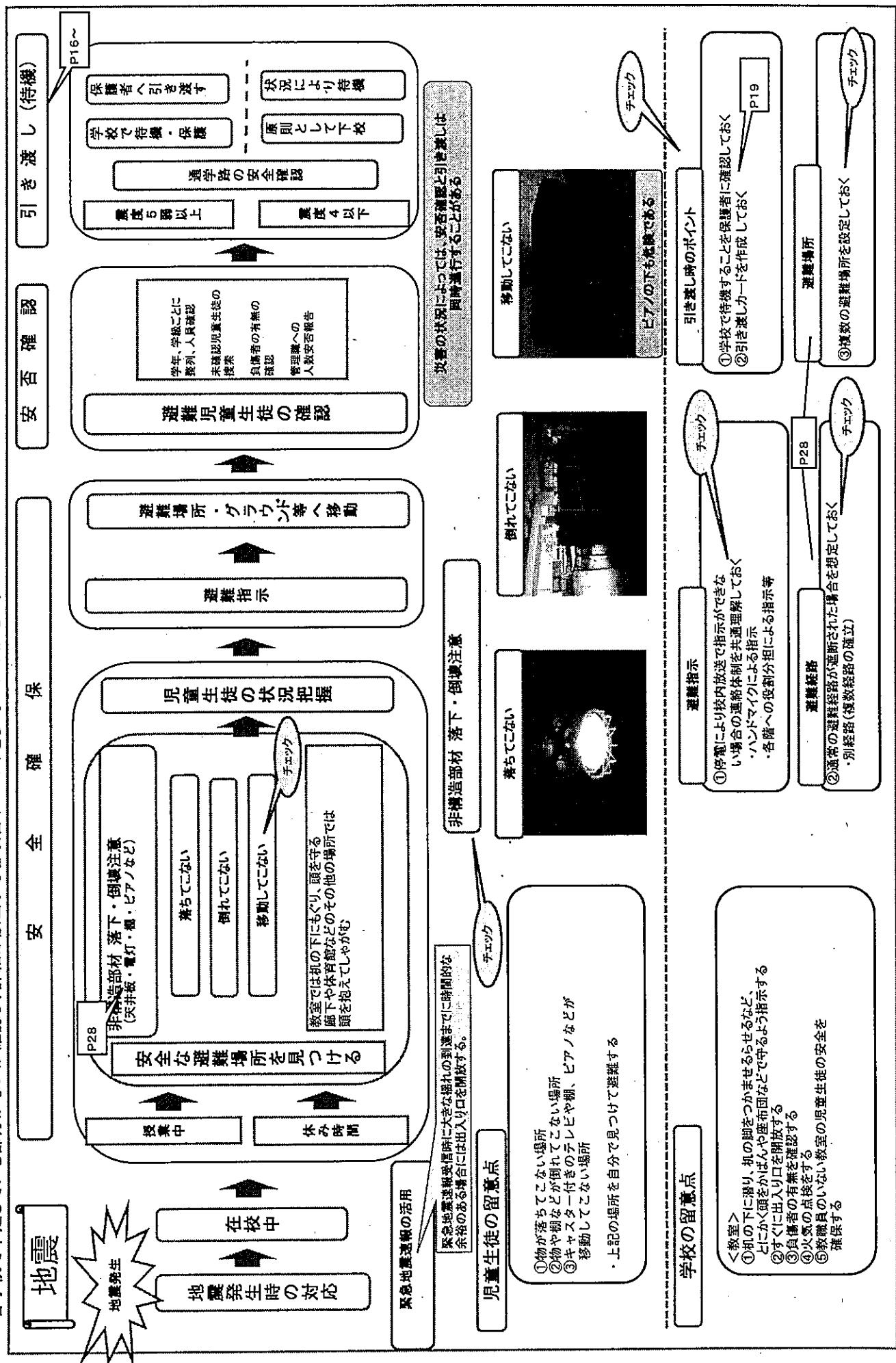
災害発生時の対応	参考ページ	地震		津波		水害		土砂災害		強風害	
		作成済	追加修正	作成済	追加修正	作成済	追加修正	作成済	追加修正	作成済	追加修正
(1) 避難誘導	9～12										
(2) 安否確認	13										
(3) 対策本部の設置	14～15										
(4) 引き渡し	16～19										
災害発生後の対応	参考ページ	作成済	追加修正	作成済	追加修正	作成済	追加修正	作成済	追加修正	作成済	追加修正
(5) 避難所協力	20										
(6) 心のケア	21～22										
(7) 学校再開に向けて	23										
平常時の危機管理	参考ページ	作成済	追加修正	作成済	追加修正	作成済	追加修正	作成済	追加修正	作成済	追加修正
(1) 体制整備	24～26										
(2) 安全点検	27～28										
(3) 避難訓練	29～30										
(4) 教職員の研修	31										
(5) 人材の活用	31										
(6) 備蓄	32										

III 災害発生時の対応(フローチャート)

地震が発生してから保護者へ引き渡すまでを表しています。

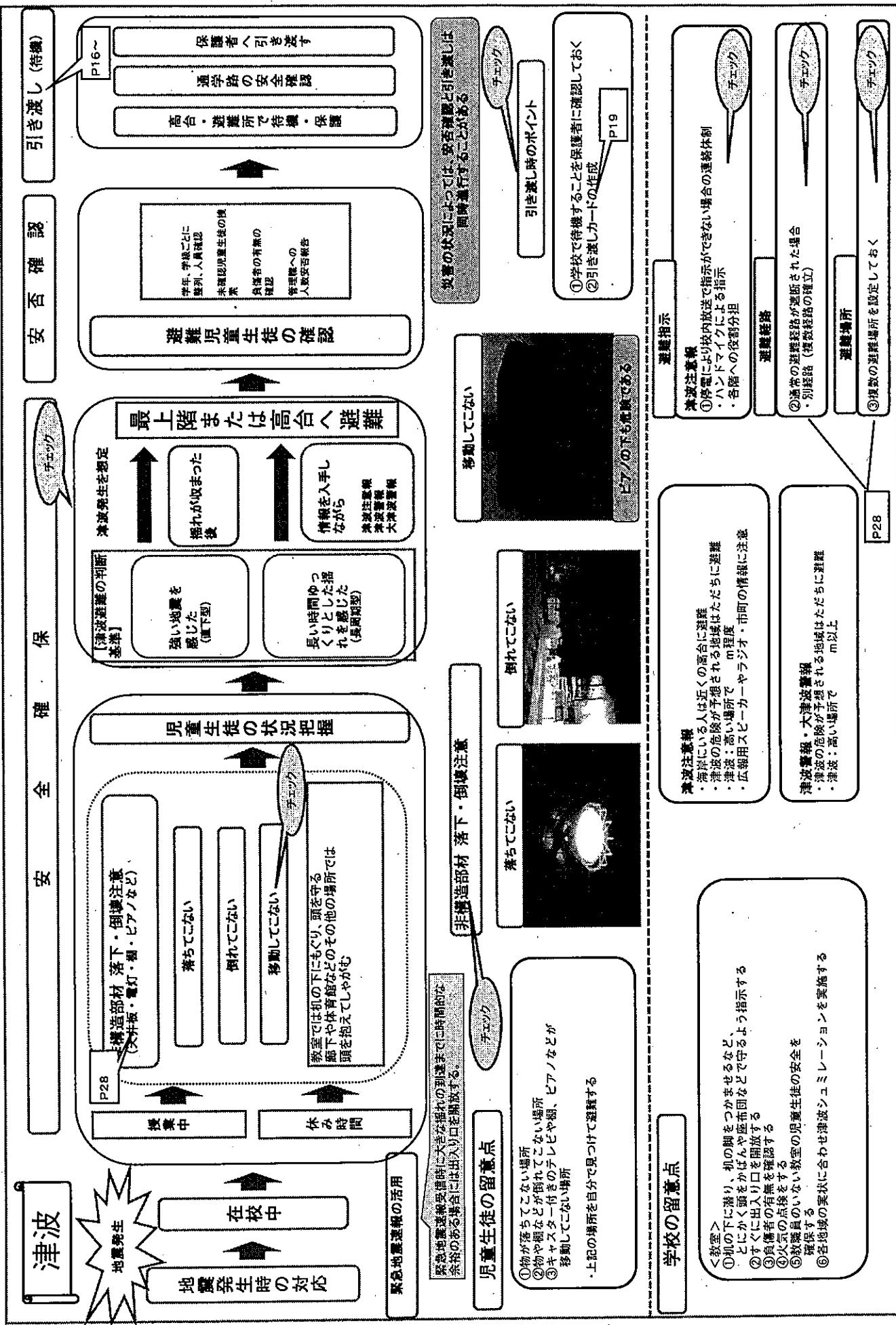
各学校で不足している部分がないか確認し、詳細は該当する各項目(ページ)を参考にしてください。

— チェック — は東日本大震災後の新しい知見です。必ずチェックしてください。

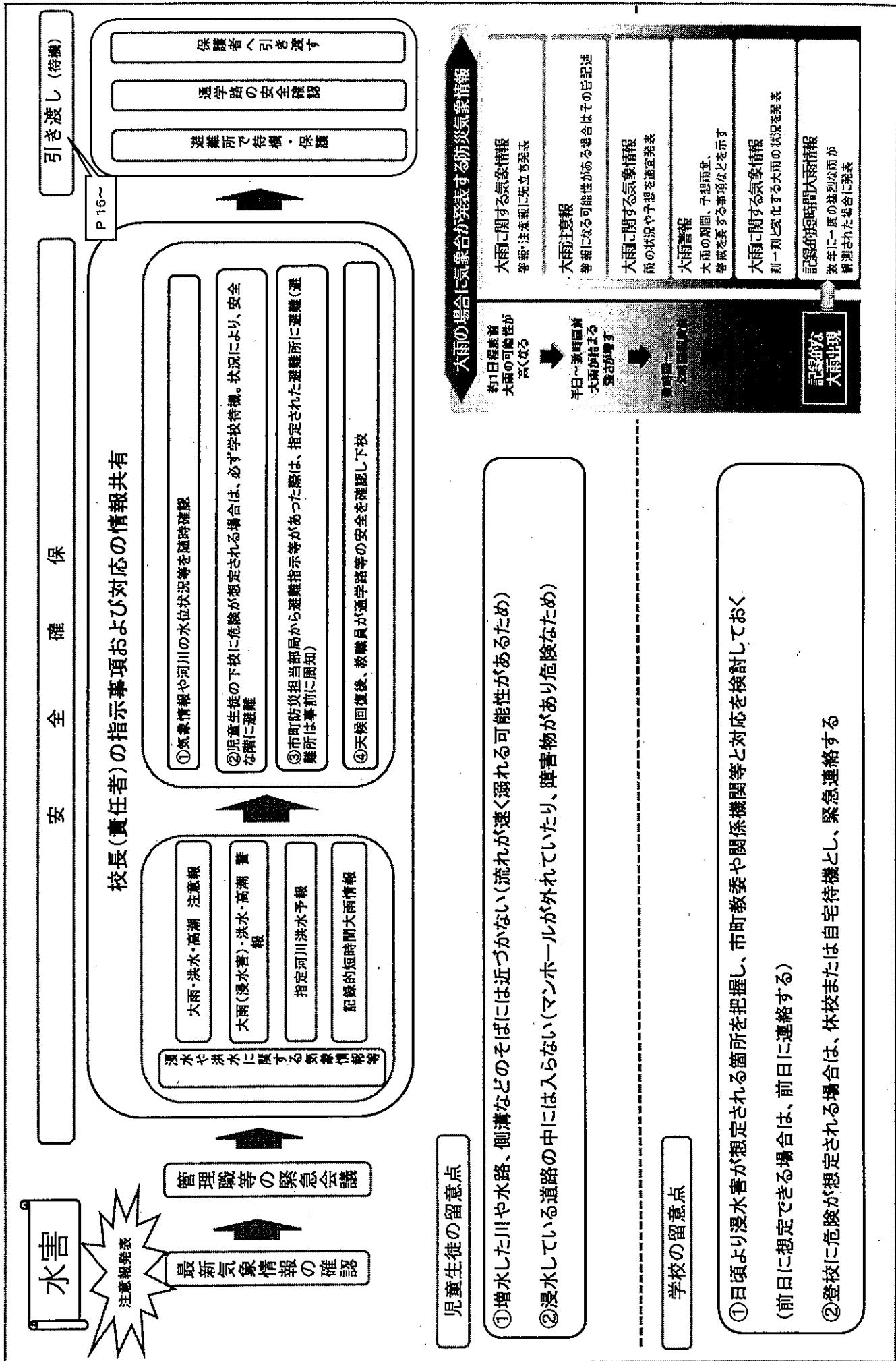


・地震が原因となり津波が発生し、保護者へ引き渡すまでを表しています。
・各学校で不足している部分がないか確認し、詳細は該当する各項目(ページ)を参考にしてください。

は東日本大震災後の新しい知見です。必ずチェックしてください。



大雨情報が発表されてから保護者へ引き渡すまでを表しています。
各学校で不足している部分がないか確認し、詳細は該当する各項目(ページ)を参考にしてください。



土砂災害

注意報発表

最新気象情報の確認

管理職等の緊急会議

安全管理

校長(責任者)の指示事項および対応の情報共有

大雨注意報

大雨警報(土砂災害)

記録的短時間大雨情報

土砂災害警戒情報

①気象情報を随時確認するとともに、前兆現象に注意する

②児童生徒の下校に危険が想定される場合は、必ず学校待機。状況により、安全な場所に避難

③市町防災災害担当部局から避難指示等があつた際は、指定された避難所に避難
(避難所)十分前に通知

④天候回復後、教職員が通学路等の安全を確認し下校

児童生徒の留意点

①崖などの急傾斜地に近づかない

②土石流の危険性があるので、増水した川や側溝・水路などのそばには近づかない

学校の留意点

①日頃より土砂災害が想定される箇所を把握し、市町教委や関係機関等と対応を検討しておく
(前日に想定できる場合は、前日に連絡する)

②登校に危険が想定される場合は、休校または自宅待機とし、緊急連絡する

引き渡し(待機)

保護者へ引き渡す

通学路の安全確認

避難所で待機・保護

P 16 ~

前兆現象に注意(危機管理課等と十分情報交換する)

地面にひび割れができる

山鳴りがする

小石が「ら、ら、ら」落ちてくる

斜面から水がさき出す

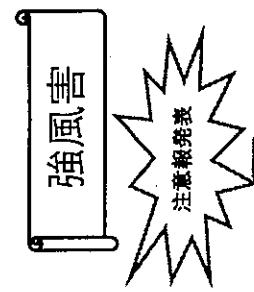
川の流れが濁り
流木が混ざりはじめる

雨が降り続いているのに
川の水位が下がる

水や井戸の水が漏る

こんなときは
十秒災害に注意

・強風情報が発表されてから保護者へ引き渡すまでを確認し、詳細は該当する各項目（ページ）を参考にしてください。
・各学校で不足している部分がないか確認し、詳細は該当する各項目（ページ）を参考にしてください。



強風害

最新気象情報の確認
管理職等の緊急会議

安全確保

校長(責任者)の指示事項および対応の情報共有

- ①気象情報を随時確認。
- ②児童生徒の下校に危険が想定される場合は、必ず学級待機。状況により、安全な場所に避難。
- ③市町防災担当部局から避難指示等があつた際は、指定された避難所に避難。
(避難所は直前に届け)
- ④天候回復後、教職員が通学路等の安全を確認し下校。

引き渡し(待機)

P 16 ~

保護者へ引き渡す

通学路の安全確認

避難所で待機・保護

水平方向の広がりは数倍から十数倍程度

強風(風害)注意報・暴風(暴風害)警報

の風速の参考基準
・注意報は平均風速 12m/s
・警報は平均風速 20m/s で発表
※ 各市町ごとに基準がある

児童生徒の留意点

- ①落下物のおそれのある危険な建物には近づかない
- ②竜巻注意情報が発表され、発達した積乱雲が近づきざしを確認したら
校舎内の窓際を避けた安全な場所に避難する(1時間程度)

学校の留意点

- ①日頃より落下物のおそれある危険箇所を把握し、市町教委や関係機関等と対応を検討しておく
- ②登校に危険が想定される場合は、休校または自宅待機とし、緊急連絡する
(前日に想定できる場合は、前日に連絡する)

(写真提供:气象庁)

III 災害後の対応

(1) 避難誘導

チェック

災害が発生する時間により、教職員と児童・生徒の対応や行動が異なるので整理しておかなくてはならない。それぞれの時間の経過とともに留意すべき点を確認することが重要である。

<津波が想定される場合>

・強い地震（直下型）を感じた時は揺れが収まったら直ちに決められた避難場所（最上階や高台）へ逃げる。

・土砂災害や余震による道路破損等で避難経路が遮断される場合があるので、複数の経路を設定し、また、複数の避難場所を設定することが重要である。

・津波警報等の発令やその解除など、正確な情報を入手するための機器（携帯ラジオや携帯テレビなど）を準備する。

① 在校中

重要

時間の経過	教職員の対応・行動	児童・生徒の対応・行動
○突然、地震が発生し、大きく揺れる ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない ・強い揺れが、十秒から数十秒間続く	○児童・生徒が動搖しないように声をかける (授業中、給食中) ○教室・特別教室の場合 ・机の下に潜り、対角線に机の脚をつかむよう指示する	○身を守る。 ・机の下に潜り込み、対角線に机の脚をつかみ、頭は窓または壁側に向けない ・カバン、座布団等で頭を守る ○その場で頭を抱えてしゃがむ
○非構造部材の落下 ・蛍光灯、窓ガラスなど多くのものが落下する。 ・本棚などが倒れてくる ・ピアノやキャスター付きテレビ等が移動してくる	○体育館、校庭、屋上の場合 ・その場で頭を抱えてしゃがむよう指示する (休み時間、放課後) ・教室・特別教室・体育館・校庭・屋上の場合と同じ（近くにいる児童・生徒を含む）	○授業中、給食中と同じ ※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動をとることを訓練で繰り返す 廊下：その場で頭を抱えてしゃがむ 階段：その場で腹ばいになりまたは手すりにつかまり転落を防止する。
○児童・生徒の状況 ・不安や恐怖に襲われ、泣く、叫ぶ等の反応が起こる ・混乱のあまり、外に飛び出そうとする ・恐怖のため、動けなくなる		
○津波の危険性がある場合	○直ちに高台などの決められた避難場所へ移動を指示する ・土砂災害、道路の破損、マンホールの隆起、火災による煙の向き等、避難の途中も的確な判断が必要	直ちに高台などの決められた避難場所へ移動する

② 登下校時

時間の経過	教職員の対応・行動	児童生徒の対応・行動
<p>○突然、地震が発生し、大きく揺れる ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない ・強い揺れが、十秒から数十秒間続く</p>	<p>○出勤途中の場合は、勤務校に向かう ・出勤途中で知り得た情報を、あらかじめ学校で定めている情報・連絡係に報告する</p>	<p>○電車・バス乗車中は、運転手・駅員等の指示に従う ・手近なカバンや上着等で頭部を守る ・スクールバス運行時は、事前に定められた避難場所に避難し、状況に応じてバス内に待機する</p>
<p>○主要震動終了 ・大きな揺れが収まる ・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある</p>	<p>○帰宅途中の場合は、勤務校に戻る ・参集途中で知り得た情報を報告する</p>	<p>※自分の身の安全は自分の判断で守ることができるよう避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う</p>
<p>○本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる ・傾斜地では崖崩れが発生する ・大きな揺れの後で児童・生徒の心が動搖している</p>	<p>○在校中の教職員は、児童・生徒を決められた避難場所に避難するよう指示する ※津波が想定される場合には直ちに高台などの決められた避難場所へ移動を指示する ・人員を点呼する</p>	<p>○在校中の児童・生徒は、教職員の指示に従い行動する ○大きな揺れが収まったら学校、自宅、避難所のいずれか一番近い所に避難する ※津波が想定される場合には直ちに高台などの決められた避難場所へ移動 ・垂れ下がった電線に近づかない ・自分が負傷した場合、大きな声を出して近くの人に助けを求める</p>
<p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される</p>		
<p>○津波が想定される場合には直ちに高台などの決められた避難場所へ移動</p>	<p>○教職員は、担当地区の児童・生徒のうち、学校に来ていない児童・生徒の確認を行う</p>	<p>○すぐに学校または家に戻れない場合、安全の確保ができ次第、公衆電話等で自分のいる所を学校か家に連絡する</p>

③ 休日・夜間

時間の経過	教職員の対応・行動	児童・生徒の対応・行動
<p>○突然、地震が発生し、大きく揺れる ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない ・強い揺れが、十秒から数十秒間続く</p>		<p>○寄宿舎で生活している場合 ・教職員の指示に従い行動する</p>
<p>○主要震動終了 ・大きな揺れが収まる ・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある</p>	<p>○自宅・家族の安全を確保した上で、連絡が無くても勤務校へ参集 ※ただし、津波が想定される場合には直ちに高台などの決められた避難場所へ移動（まずは自分や家族の安全を確保する）</p>	<p>○クラブ活動等で学校にいる場合 ・部活動担当者の指示に従い行動する</p>
<p>・大きな揺れの後で児童・生徒の心が動搖している</p>		<p>○家庭にいる場合 ・保護者の責任において児童・生徒の安全確保を図る</p>
<p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される</p>	<p>○出勤した教職員または部活動等で出勤している教職員の当初の任務は、 ・児童・生徒の安全確保を最優先する ・出勤途上で知り得た情報を報告する ・校舎等の安全確認を行う ・避難所の開設および管理運営に協力する</p>	<p>※津波が想定される場合には直ちに高台などの決められた避難場所へ移動</p>
<p>・本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる ・傾斜地では崖崩れが発生する</p>		
<p>○津波が想定される場合には直ちに高台などの決められた避難場所へ移動</p>	<p>○災害発生当初の任務の後、教職員は、児童・生徒の安否確認などの業務に従事する</p>	<p>○自分自身や家族の安全を確認した生徒は、地域の人々と協力し助け合う。 ○自らの安否について、学校に一報を入れる</p>

④ 校外活動中

校外活動中に大震災が発生した場合、揺れが収まつたら、直ちに最寄りの一時集合場所、避難所に避難する。なお、宿泊場所で発生した場合は、その管理者の指示に従う。

(避難する予定の場所については、保護者に配布する案内等に記載する)

また、教職員は、児童・生徒の安全確保ができ次第、勤務校に現状の報告を行うとともに、勤務校と連携分担して保護者へ速やかに連絡する。さらに、場合によっては、宿泊等の対策を講じ、その旨を勤務校に報告する。その際、勤務校地域が被災した場合には、児童・生徒に不安を抱かせないようにするなど配慮する。

宿泊を伴う学校行事については、日常から学校のホームページなどに状況報告を適宜掲載するなど、校外活動中の児童・生徒の状況をこまめに保護者に周知する体制を整えておく。

チェック

(2) 安否確認（管理下外）

休日や下校後などの在宅時や登下校時に大きな地震が起こった場合は、児童・生徒等の安否確認が必要である。大規模な地震の後は電話が通じないことが多いので、電子メールなどの代替の通信手段を事前に確保して、連絡方法を複線化しておくことが必要である。また、直接家庭や避難所等を訪問して安否を確認する場合もあるが、その場合は教職員が二次災害に巻き込まれることのないよう注意が必要である。地域の様々な団体や組織と連携し、あらかじめ災害時の連絡方法について体制を整えておく。

① 安否確認と教職員の対応

安否確認する項目や学校からの連絡の内容については右記のような例が考えられるが、児童・生徒等の情報収集と併せ、学校からの情報発信の方法についても伝えておくことが大切である。特に情報通信網が不通の場合には、地域施設の掲示板などの活用を図ることが考えられ、事前に保護者等とルールを決めておく必要がある。

安否確認の内容（例）	
<input type="checkbox"/>	児童・生徒等及び家族の安否・けがの有無
<input type="checkbox"/>	被災状況
<input type="radio"/>	児童・生徒等の様子
<input type="radio"/>	困っていることや不足している物資
<input type="checkbox"/>	居場所（避難先）
<input type="checkbox"/>	今後の連絡先・連絡方法

勤務時間外であっても、学校の設置者によってあらかじめ定められた非常参集体制計画などに基づき、児童・生徒等の安否確認をすることが求められる。教職員の参集基準や分担についてマニュアルに明記するとともに、緊急連絡網などと併せ、いつでも確認できるようにしておくことが大切である。

教職員の非常参集体制と安否確認（地震発生時の例）						
参集体制	学区内の震度	安否確認	児童・生徒等在宅時		登下校時	
			電話可能	電話不通		
第四次参集	6弱以上	必要	電話連絡	家庭訪問 避難所訪問	通学路をたどる	
	5強					
第三次参集	5弱	状況判断				
第二次参集	4校舎被害 あり	原則必要 なし	行わない		行わない	
第一次参集	4		行わない		行わない	

② 連絡・通信手段の複線化

大規模な地震が起こった後は、しばらく通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられるが、電話回線に比べて、インターネットは比較的災害に強いと言われている。電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備することで、災害時の情報収集・発信能力を高めることができる。また、学校は、地域の様々な団体や組織を活用し、事前に地域の情報担当を決めるなどして、直接それらの団体・組織と情報を交換することなども考えておかなければならない。なお、非常用電源や予備バッテリー等の確保・準備について講じておく必要がある。

(3) 対策本部の設置

学校災害対策本部は、災害発生後、その被害状況を踏まえ、校長の判断により設置される。校長をはじめ全教職員で構成し、校内における児童生徒の安全の確保に努める。また、災害後にできるだけ早く、学校がその機能を取り戻し、通常の教育が行えるよう配慮する。

学校災害対策本部組織（例）

本部長 (校長)	◎総括班	① 安否確認、避難誘導班
		② 安全点検、消火班
		③ 救護班
		④ 救急医療班
		⑤ 保護者連絡班
		⑥ 応急復旧班
		⑦ 避難所支援班（当該学校が避難所となった場合）

【学校災害対策本部の各班とその役割】

◎ 総括班

校長、教頭および各部長を中心とした教職員で構成。各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、災害対策担当部局や教育委員会等との連絡に当たる。また、被害の状況等に応じ、第二次避難場所への避難、応急対策の決定等児童生徒・教職員の安全確保や避難所の運営のために必要となる業務に関し各班との連絡調整を行う。加えて様々な情報を得て適切に発信する。

① 安否確認・避難誘導班

地震災害の場合、地震の揺れがおさまった直後直ちに活動を開始し、児童生徒・教職員の安否確認、負傷者の有無およびその規模の推定を行うとともに、避難誘導を行う。また、クラス全員の安否を確認し総括班に報告する。安全が確認できた児童生徒は安全連絡カードによりチェックする。

さらに、就業時以外の時間帯に発生した場合は、児童生徒・教職員の家族の被災状況およびその安否を早急に確認する。この班は発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に救急医療班、救護班との密接な連携のもとに行動する必要がある。

② 安全点検・消火班

校内や近隣の巡回を行うほか、被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第二次避難場所および避難路を確保する。また、出火防止に努めるとともに、火災が発生した場合は初期消火活動を行う。このほか、二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講ずる。

③ 救護班

建物被害または備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命に当たる。

④ 救急医療班

養護教諭及び救命・救急経験者等で組織。特に救護班、安否確認・避難誘導班とは緊密な連携をとり、負傷した児童生徒・教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて非常救護所や病院等の専門医療機関と連携をとる。

⑤ 保護者連絡班

児童生徒の保護者への引き渡しを安全・確実に実施する。その際、引き渡す相手が児童生徒の保護者またはその代理であることの確認と、どの教員が立ち会ったかの記録が必要である。

⑥ 応急復旧班

校内の応急復旧に必要な機器材、児童生徒への食料、寝具等の調達、管理に当たる。特に教育再開に際し、児童生徒が教科書、学用品等を滅失した場合の対応に当たる。

⑦ 避難所支援班（当該学校が避難所となった場合の初期対応）

学校が避難所として安全で円滑に運営されるための措置を講じるとともに、避難所の保健衛生に配慮する。ボランティアや外部からの援助を受け入れる。

また、避難住民のための水、食料その他救援物資の受け入れ・管理を行う。災害対策本部に避難所の運営を移行するまでの期間、学校が主体的に運営を行い、その後、災害対策本部の避難所運営の支援にまわる。

※ 応急的な学校防災本部（校長、教頭等が不在である場合）

災害発生の時間帯等によっては校長、教頭等が不在であるなど全教職員が参集できるとは限らないため、中には担当者が不在の班が機能しない可能性がある。そのため、当初人数が少ない場合には、複数班に所属していくつかの役割を兼務するなど、対応可能な教職員の数、被害の状況等に応じて柔軟に対応することが必要である。

チェック

(4) 引き渡し

学校管理下で災害が発生した場合、学校は児童・生徒の安全な場所への避難や児童・生徒の安全確保に努めなければならない。

また、災害の程度によっては、各市町の防災担当部局や教育委員会と連携して、緊急の下校や学校待機の措置を講じる必要がある。

緊急の下校の際には、校種で違いはあるにしても、児童・生徒を確実に保護者へ引き渡す方法についてあらかじめ確立し、保護者に周知しておかなければならない。

(保護者へ引き渡す方法や無事に帰宅したことを確認できる方法等)

迎えに来る保護者の安全についても配慮することが大切である。

①児童・生徒の下校の判断基準（例）

レベル	災害の大きさ	児童・生徒	教職員	保護者
4 甚大な レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が発生 ・校区内で広域な火災が発生 ・通信機能、交通機関が不通 ・原子力災害発生 	学校待機 状況によって は二次避難場 所へ避難	児童・生徒の 保護	学校（または 二次避難場 所）まで迎え 保護者の安全 確保のため児 童・生徒と学校 （二次避難場 所）で待機する こともある。
3 重大な レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上の地震が発生 ・交通機関は乱れるが運行維持 ・台風などの災害により警報発令 ・校区内の河川が氾濫 ・地震等で土砂災害が発生 ・校内で火災が発生 	学校待機、 状況によって は二次避難場 所へ避難 あるいは 地域別に集団 下校	児童・生徒の 保護 学校待機児 童・生徒の保 護 地域別に下 校引率	学校（二次避 難場所）まで 迎え
2 警戒 レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の氾濫等を警戒 ・地震等による土砂災害を警戒 ・気象条件により雪崩を警戒 	集団下校	下校引率	
1 注意 レベル	・その他警戒すべき事案が発生	集団下校	学校周辺の 巡回	

② 帰宅方法、帰宅が困難な児童生徒の保護体制

児童生徒が学校にいる時に災害発生した場合、校長は、通学路等の安全確認ができるまでの間、児童生徒を校内の安全な場所に一時待機させる。安全確認ができた場合または安全かつ確実に保護者等への引き渡しができる場合には、引き渡し帰宅させる。

【通学路、通学経路の安全確認】

校長は、まず、通学路の安全確認を行うよう教職員に指示する。安全確認は、各地区担当の教職員が迅速かつ的確に実施するとともに、危険と思われる場所については、代替の帰宅路を確保する。通学経路については、各市町防災担当部局やラジオ等から交通機関の運行状況等の情報を収集し、通学路の状況を把握する。

チェック

③ 引き渡しと待機

災害発生後、児童生徒を保護者に引き渡すことが適切であると判断される場合には、児童生徒の安全を確認した後、児童生徒の引き渡しに関してあらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡をとり、引き渡しを行う。ただし、津波などの限られた時間での対応が迫られる場合には、児童生徒を引き渡さず保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要である。待機する場合には、児童生徒のための備蓄が必要となる。

○ 引き渡しのルール（例）

震度 5 以上 保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる

震度 4 以下 被害状況により下校させる

※ 学校周辺の交通状況等により十分検討し設定する

○ 引き渡しの手順（例）

- ① 引き渡しが可能かどうかの判断（二次災害の危険の有無等）
- ② 引き渡し場所の決定
- ③ 引き渡し実施についての連絡（保護者、教育委員会等）
- ④ 引き渡しの実施（引き渡しカード）

※残った児童生徒の保護にも気を配る。

※学校の実態に合わせて、引き渡しの手順を明確にしておく。

【児童生徒の引き渡し時の留意点】

・引き渡し対応に教職員が追われ、他の児童生徒の安全確保などに手が回らなくなるといったことのないよう、引き渡しの基準や手順や担当者等を事前に保護者等に周知する。その際、別紙の緊急時引き渡しカード等を利用することも有効である。

・保護者などの迎えがない場合を想定し、引き渡せない場合の児童生徒の保護対策を決めておく。

・引き渡し直後に保護者および児童生徒が被害を受けないように、引き渡し時には重要な防災情報を伝えたり、必要に応じて学校に留まらせたりするなど配慮する。

④ 下校方法

ア 小・中学生の下校方法

校長は、通学路の安全を確認した後、地区担当の教職員に地域別に集めた児童生徒を指定の場所まで引率させるなど、あらかじめ定めてある帰宅方法に基づき帰宅させる。公共交通機関を利用している生徒は、「イ 高校生の下校方法」に準じる。

イ 高校生の下校方法

校長は、交通機関の正確な運行状況等の情報収集に努め、安全に帰宅できるかを判断する。生徒を帰宅させる場合には、収集した情報を伝えるとともに、あらかじめ定めてある方法に基づき帰宅させる。帰宅途中に、交通事情により帰宅が困難と思われるときは、無理な方法による帰宅は避け、学校に引き返すかまたは帰宅途中の一時集合場所へ緊急避難することを指導する。なお、学校に戻った場合には担任または他の教職員まで報告させる。

ウ 登下校時の対応

登下校時に災害発生し地震が収まった場合、生徒は事前指導に従った行動やとっさの判断により通学路途中の身の安全を図れそうな場所に留まっていることが考えられる。地区担当の教職員は、担当地区の児童生徒のうち学校に登校していない生徒または下校中の生徒で学校に戻って来ていない者の確認に努める。

- ・高等学校では、生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。
- ・なお、生徒および教職員は学校に戻ることが困難と判断した場合は、最寄りの避難所等に避難するとともに学校へ避難先を連絡する。

※特別支援学校では、スクールバス等の情報を収集する。

年度初めに作成

緊急時引き渡しカード(例)

各学校で使いやすいうように工夫してください

年　組	ふりがな 氏名			性別	
				血液型	
現住所	〒		自宅電話番号	()	
			自宅以外連絡先①	名称	
			電話番号	— —	
			自宅以外連絡先②	名称	
		電話番号	— —		
保護者氏名	氏名		氏名		
本校在学生の兄弟等		年　組	氏名		
		年　組	氏名		
		年　組	氏名		
児童・生徒の引受人 (児童生徒を迎えるに来る人、保護者以外の人も含む)					
	氏名	本人との関係	電話番号	徒歩で学校に来るまでの所要時間	引渡確認
1					
2					
3					
4					
5					
引き渡し時の記載					
引渡日時	月　日　時	引渡場所	教室・校庭・体育館・避難所・その他()		
引渡者の氏名(職員氏名)					
引渡後の連絡先	引受人氏名		自宅　電話番号	()	
			携帯　電話番号	— —	

※緊急引き渡しカードは非常持ち出し袋等に常時保管する

(5) 避難所協力

チェック

災害時における教職員の最も重要な役割は、児童・生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化である。

避難所運営は、本来各市町の防災担当部局が責任を有するものであるが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要すること、担当者がすべての避難所に配置されず、教職員が開設や運営等について中心的な役割を担う状況も考えられる。大震災時には多くの学校が避難所として利用される。避難所となる学校は、避難所の開設・管理運営を協力・支援する。協力・支援に当たって、学校は各市町災害対策本部、住民組織、ボランティアとの連携を密にし、円滑な運営に努める。

教職員の協力体制の整備

校長は、災害時において、あらかじめ定めた防災計画に基づき避難所の開設および管理運営に協力する。避難所の運営管理は、基本的には各市町の職員が担当する。しかし、災害発生初期の段階においては、各市町の職員による対応が困難となる場合もあり、教職員がリーダーシップをとることが期待される。

避難所の管理運営については、日頃から、各市町防災担当部局と十分な調整をしておく必要がある。また、避難所の指定を受けてない学校においても、東日本大震災の教訓を踏まえると、災害時には、避難所となる場合も想定されることから、以下に準じた対応が必要である。

対応（例）

災害状況等	避難所としての機能	協力内容として考えられる例
救命避難期 (災害直後～) 地震・津波発生 継続する余震 地域社会の混乱等	地震発生 地域住民等の学校への避難	施設設備の安全点検 学校の開放施設等の明示 避難者の誘導（駐車場への誘導を含む）
生命確保期 (災害数分後～) 消防・警察・自衛隊等の救助開始	避難所の開設 避難所の管理・運営	関係機関への情報伝達と収集 初期のライフライン対応 ・水、食料、燃料等の確保 ・備蓄品の管理と仕分け、配布等 ・ごみ処理、し尿処理等 名簿作成
生活確保期 (災害数日後～) 専門家による施設・設備等の安全点検	自治組織の立ち上げ 自治組織の確立	自治組織への協力 ボランティア等との調整 基本的ルールの決定 要援護者（障がい者・高齢者等）への協力
学校機能再開期 (災害数週間後～) 仮設住宅等への入居等	避難所機能と学校機能の同居 避難所機能の解消と学校機能の正常化	学校機能再開のための準備
	日常生活の回復	

(6) 心のケア

子どもに強いストレスが加わると、さまざまな心身の健康問題が現れます。その症状と特徴は、子どもの発達段階に応じて異なります。また、危機発生時の状況の程度や時間の経過によって変化し長期化しやすくなります。これらを正しく理解するとともに、学校と保護者が協力し必要な時は専門機関等と連携を図りつつ、注意深い健康観察のもとに教育的配慮を行っていく必要があります。

災害時に子どもに起こりうる心身の変化

大きな災害などの身の安全を脅かすような怖い体験の後、子どもに次のような心身の変化が起こる場合があります

体調の変化：睡眠や食事が普通にとれない
　　・頭痛・腹痛・発熱・食欲不振・便秘・下痢等

こころの変化



幼児期

赤ちゃん返り（おもらし・指しゃぶり・赤ちゃん言葉など）・ぐずり・かんしゃく・大人にまとわりつく・寝つきが悪い・トイレのしつけがうまくいかない・表情が乏しいなど

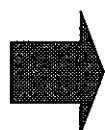
小学生

赤ちゃん返り・体験を繰り返し話す、遊んで再現する、不幸な出来事が自分のせいで起きたと気にする・ほんやりしている・無口になる・攻撃的になる・集中力や成績の低下など



中・高校生

不安・抑うつ的・自責感・退行・反抗的・非協力的・集中力や成績の低下・ひきこもりがちになるなど



対応のポイント

下記の点に配慮して、普段よりも子どもの様子を気にとめてあたたかく接しましょう

- 身近な大人のそばから不必要に離さない
- 赤ちゃん返り・退行は叱ったりからかったりせずに対応する
- 自分から津波ごっこなどの被災体験を再現する遊びをする時は、危険でない限りは穏やかに見守る
- 穏やかな態度で「大丈夫ですよ」「今は安全ですよ」と子どもに伝えて安心感をもたせる。
- 睡眠や食事等生活の基本を大切にし、できるだけ普段通りの生活パターンに戻していく
- からだの不調を「ストレスのせい」と簡単に片付けずに、ていねいに耳を傾ける
- 災害に関するテレビ番組の映像など、被災体験を無理に思い出させるような刺激は避ける
- 子どもが楽しみにしていることや、友達と遊んだり、接する時間を大切にする
- 年齢に合わせて小さな手伝いを頼むなど、誉めたり、子どもをねぎらう経験を大切にする

正常な反応で多くは時間の経過とともに回復します



児童・生徒のつらそうな様子が長く続くなど心配な場合は、医師・カウンセラー等の専門家に相談しましょう

危機発生時における健康観察表(例)

健康観察チェックシート

年 組 番号 男・女 名前

NO.	項目	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
1	食欲がない					
2	眠れないことがある					
3	おなかが痛くなることがある					
4	吐き気がすることがある					
5	下痢をしている					
6	皮膚がかゆい					
7	目がかゆい					
8	頭が痛いことがある					
9	尿の回数が増えた					
10	食べ過ぎることがよくある					
11	なんとなく落ち着かない					
12	悩んでいることや困っていることがある					
13	何となくからだがだるい					
14	イライラして攻撃的になる					
15	急にふさぎ込んでしまう					
16	ボーッとしている					
17	いつもと様子が違う(元気がない、元気が良すぎる等)					
18	保健室の利用が増えた					
19						
20						

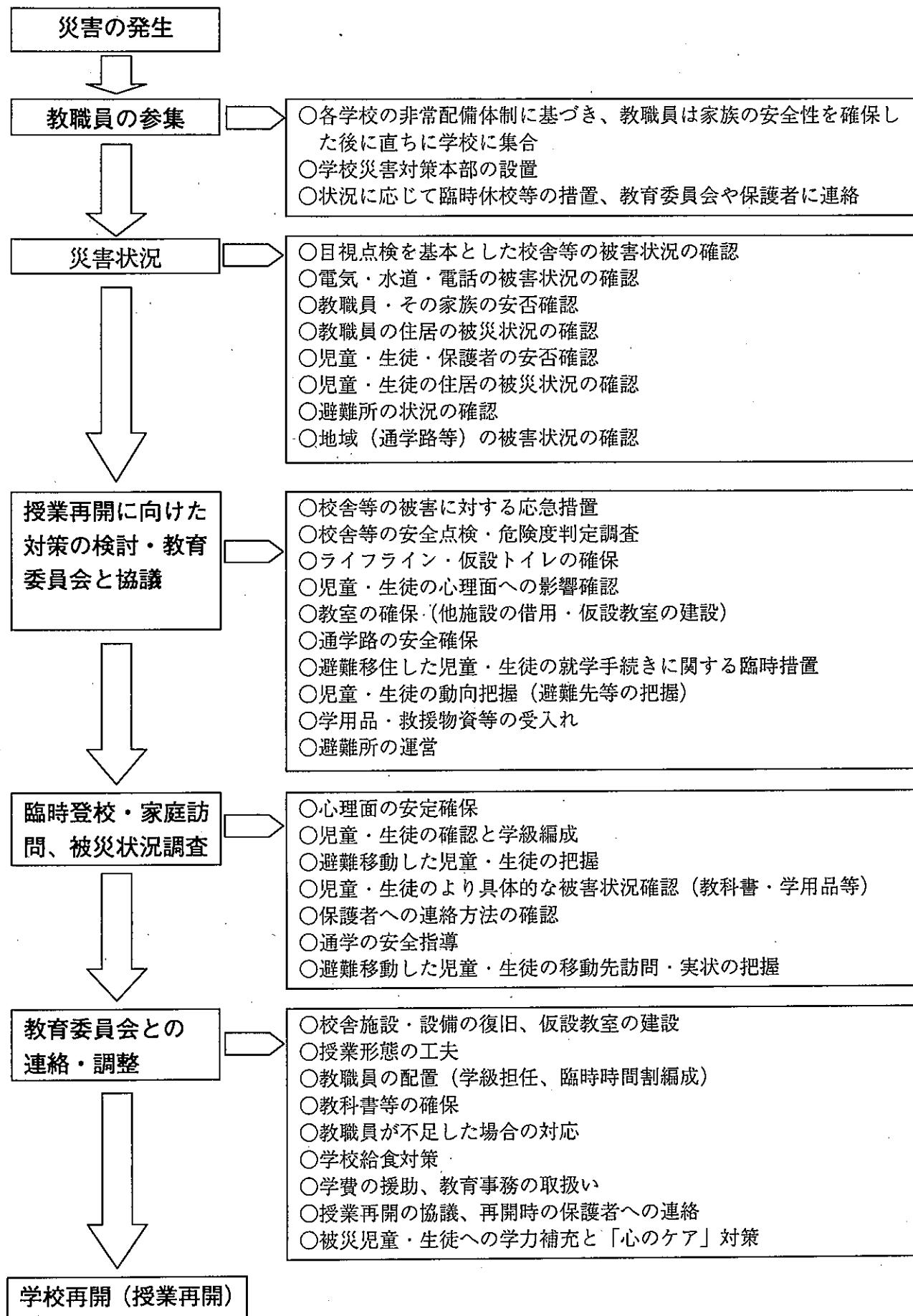
<メモ>子どもの様子で気づいたことなど

※注意点

- ・このチェックリストだけを児童・生徒に渡して、各自チェックさせることは避けてください。
- ・教師による行動観察、もしくは児童・生徒と話をしながらチェックしていくとよいでしょう。
(平常時に使用している健康観察表と併せて活用する)

文部科学省『子どもの心のケアのために』一部改変

(7) 学校再開に向けて（例）



IV 平常時の危機管理

(1) 体制整備

学校防災の体制整備や災害時に役立つ備品、物品等の備蓄等については、日常から災害発生時を想定して備えておくことが大切である。特に発生時の危機管理に関する体制整備は、児童・生徒等の命を守るために最も重要な部分であり、全教職員の理解と行動に結びつけるためには形式的なものではなく機能的で実践的なものが求められる。また、学校の実情や立地状況に応じ、地震発生後の二次対応についても体制整備を図っておくことが必要である。

① 校内の体制整備

ア 学校安全の中核となる教職員を中心に

災害発生時には、全教職員が各学校の学校防災マニュアルに基づき、児童・生徒等の安全確保及び応急手当、二次対応等を実施する必要がある。そのためには、学校安全の中核となる教職員が安全に関する情報や話題を絶えず提供し、日常的、定期的に、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、意図的に話し合いを進めることが大切である。

イ 全ての教職員が関わり、役割分担と責任を明確に

全ての教職員がそれぞれに役割を分担し、それらを統合することが大切である。そのためには、校務分掌、校内規程等において、教職員の役割分担と責任が明確になっていることが必要であり、学校防災マニュアルの策定、避難訓練等の企画・調整・評価などについて、関係教職員の連携の核となる教職員を校務分掌の中で明らかにし、推進する体制を整備することが望まれる。その際、特別な支援を必要とする児童・生徒等の配慮事項についても全教職員で共通理解を図ることが必要である。

ウ 校内体制の例

校内防災委員会の設置（例）

校内防災委員会の設置例

- 1 学校防災の充実を図るため、校長を委員長とする防災委員会を設置する
- 2 委員は、防災管理者（教頭）をはじめ学年主任、安全担当者及び各部門の責任者とする
- 3 委員会の開催は定例会と臨時会とし、計画的に開催する
- 4 防災委員会は、警報等が発表された場合は、警戒本部となり、災害が発生した場合は対策本部となる
- 5 防災委員会は次の事項等について審議する。
 - (1) 学校防災についての研究・調査に関すること
 - (2) 学校防災マニュアルの立案に関すること
 - (3) 校舎内外の施設・設備等の安全管理に関すること
 - (4) 避難訓練等の充実に関すること
 - (5) 教職員の研修等に関すること
 - (6) 関係機関等との連携に関すること
 - (7) 学校施設が避難所となった場合の協力体制に関すること
 - (8) その他、学校防災の推進・運営に関すること

「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」より抜粋、一部改変

② 保護者や地域・自治体と連携した体制整備

既存する地域学校安全委員会、学校保健委員会、学校支援地域本部、学校運営協議会等の組織をベースとして、学校防災に関して以下のような点について、地域の実態に応じた事前の協議・調整を行い、連携体制を整備していくことが必要である。

ア 連携する関係機関等

P T A、各市町の防災担当部局、自治会、自主防災組織、消防署、警察署、防災・防犯ボランティア団体、学校医、地域医師会等があるが、地域によっては、近隣の商店や企業、高層住宅管理者等との連携も考えられる。

イ 協議・調整内容の例

- ・ 学校安全計画や学校防災マニュアルの検討
- ・ 防災専門家等による授業や保護者対象等の研修会等の企画・実施
- ・ 地域防災訓練等の実施と地域の避難場所、避難所等の確認
- ・ 備蓄倉庫等の防災に関する施設・設備の確認
- ・ 津波災害時の避難のための高層住宅等の利用協議
- ・ 近隣商店等との災害発生時の物資提供などの協議
- ・ 災害発生時の避難方法や避難所の運営方法
- ・ 災害発生時の医療体制
- ・ 災害発生時の通学路の安全確保、防犯対策等
- ・ 児童、生徒等のボランティア活動
- ・ 情報通信網が途絶した場合の保護者や関係機関等への多様な連絡方法（災害用伝言ダイヤル、インターネット掲示板等固定電話以外の様々な手段）

③ 二次災害を想定した準備

ア 各学校の地域性を踏まえ、想定するべき二次災害を洗い出す

地震発生後に起こる二次災害には次のようなものが考えられる。これらの災害には地域性があり、学校の自然的環境、社会的環境、施設の耐震化の有無などによって起りやすさが変わってくる。検討する際には学校だけでなく、教育委員会や専門家の意見を含め検討することが大切である。

二次災害（災害別）チェックリスト

想定するべき二次災害の例		
津 波	<input type="checkbox"/> 海からの津波	<input type="checkbox"/> 河川を遡上して堤防を越えてくる津波
火 災	<input type="checkbox"/> 学校からの出火	<input type="checkbox"/> 周辺の地域からの延焼・類焼
余 震	<input type="checkbox"/> 建物の倒壊	<input type="checkbox"/> 非構造部材の落下・転倒・移動
その他の災害	<input type="checkbox"/> 土砂災害	<input type="checkbox"/> 液状化
		<input type="checkbox"/> 地盤（沈下、すべり、亀裂、擁壁崩壊等）
	<input type="checkbox"/> 水害（堤防決壊、ダムの決壊、土砂ダムの決壊等）	
	<input type="checkbox"/> 原子力災害	<input type="checkbox"/> 雪害
		* 地域住民以外の避難者の可能性等も考慮

イ 適切な避難場所・経路を明記し、避難指示の手順を明確にする

二次避難の判断・指示を素早く行うことができるよう、チェックシートや学校で作成したフローチャートなどでその手順を明確にしておくことが大切である。適切な避難経路・場所を選んでマニュアルに明記し、訓練しておくことが必要である。

二次災害（避難経路・場所等）チェックリスト

それぞれの二次災害の判断材料となる情報と避難場所の例		
二次災害	判断材料	避難場所
津 波	<input type="checkbox"/> 1分以上続く長い地震の揺れ <input type="checkbox"/> 気象庁の津波警報・大津波警報 <input type="checkbox"/> 学校周辺の状況（海の潮位の変化や河川の状況等） （情報により判断し、決して現場へ行かないこと） <input type="checkbox"/> 学校の自然的環境	近くに高台があれば高台 建物の高層階や屋上
火 灾	<input type="checkbox"/> 校舎・校地の巡回 <input type="checkbox"/> 学校周辺の状況（出火と延焼の有無、避難経路の状況） <input type="checkbox"/> 市町村の灾害対策本部からの避難勧告・避難指示 <input type="checkbox"/> 消防署への通報と情報収集 <input type="checkbox"/> 発災時の気象条件（風向、風速、湿度等）	校庭・公園などの広い空間 一時避難場所 広域避難場所 ※風上に避難（複数の方角 に避難場所を用意）
余震による倒壊	<input type="checkbox"/> 校舎・校地の巡回 <input type="checkbox"/> 応急危険度判定士による判定 <input type="checkbox"/> 学校の耐震化の状況	校庭 近隣の耐震性のある建物 落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所
その他 土砂災害 水害等	<input type="checkbox"/> 校舎・校地の巡回 <input type="checkbox"/> 学校周辺の状況（避難経路の状況、車道や歩道の 通行状況、河川の水位や濁り、崖の状況等） <input type="checkbox"/> 学校の自然的環境・社会的環境	危険区域外の建物 緊急の場合は校舎上層階 の崖から遠い部屋

ウ 校外活動における体制整備

校外活動においては、児童・生徒等だけでなく引率教諭も慣れない環境での行動となり、地震発生時に適切に対応するためには、事前の十分な準備が大切である。活動場所によって想定すべき二次災害は異なる。実施計画の作成に当たっては、活動場所や移動経路上での避難場所を決め、保護者等へ周知することも考えておく。校外活動当日は引率者が携帯ラジオを持ち、災害発生後すぐに情報を得られるようにする。

(2) 安全点検

学校の施設及び設備等の安全点検については、学校保健安全法第27条において、計画を策定し、これを実施しなければならないと定められている。災害発生時に児童・生徒等の安全を確保し、安全に避難させるためには、校舎内の施設及び設備だけではなく、避難経路や避難場所の点検も必要である。

① 施設および設備等の安全点検

安全点検の対象である学校施設等は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により変化する。

そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険が見過ごされる可能性がある。

学校保健安全法施行規則では、下表のように定期的、臨時の、日常的に行う安全点検について示されている。

安全点検の種類	時間・方法等	対象	法的根拠
定期の安全点検	毎学期 1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童・生徒等が使用する施設・整備及び防火、防災、犯罪に関する設備などについて	毎学期 1回以上、児童・生徒が通常使用する設備及び設備の異常の有無について系統的に行われなければならない (規則28条第1項)
	毎月 1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童・生徒等が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記(規則28条第1項)に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪(侵入や放火など)の発生時など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする(規則28条第2項)
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童・生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の完全の確保を図らなければならない (規則29条)

チェック

② 非構造部材の点検

学校施設は、児童・生徒等の活動の場であるとともに、地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は重要である。このため、学校施設の構造体の安全性について専門家が耐震診断を行い、必要な補強工事を実施している。また、学校施設の安全性を確保するためには、構造体だけでなく、天井材や外装材等の非構造部材の耐震対策を行うことも重要である。

非構造部材の耐震点検に当たっては、教育委員会が中心となり、教職員や専門家等と連携して実施する必要がある。教職員は、建築の専門的な知識は有しないものの、施設を日常的に使用している者として、日々活動する中で施設の不具合を見つけ、危険箇所を察知できる立場にあることから、教育委員会と緊密に情報共有することにより、効率的な耐震対策の実施に結びつけることが期待される。教職員は、施設に何らかの異変がないかという観点で点検する。なお、点検項目は、各学校の状況等に応じて必要な項目を検討する必要がある。（文部科学省の非構造部材点検チェックリスト）参考資料

チェック

③ 避難経路・避難場所の点検

津波被害が想定される学校では、設定している校外への避難経路や避難場所の点検も重要です。造成等による地形の変化や道路工事等での通行障害等、環境の変化に応じて点検を行うことが求められる。また、避難場所の設定に当たっては、教職員だけではなく、防災担当部局や研究者などの専門家の意見も参考にして決定する。

点検の観点（例）

- ・分かりやすい案内板や表示があるか
- ・避難経路に障害物がないか
- ・災害種、状況に対応した複数の経路と場所が確保されているか
- ・児童・生徒等の特性や発達段階を踏まえているか
- ・地域の自然的環境や社会的環境を踏まえているか
- ・近隣住民の避難や帰宅困難者の避難を想定しているか
- ・実地見分を行って確認されているか
- ・学校等の定めた避難経路、避難場所を児童・生徒等や保護者に周知しているか

※ 児童・生徒・保護者・教職員が一緒に、校内や通学路を含めた安全点検をする。

(3) 避難訓練

① 訓練方法の工夫

防災避難訓練は災害が発生した際の避難方法を体得したり、避難経路を確認したりするための大切な指導であるが、訓練にあてることのできる時間には限りがあるため、訓練方法を工夫する必要がある。

また、防災避難訓練を通じて避難に関する課題を明らかにし、その課題を解決することで各校での児童・生徒等の安全に関する取組がより充実すると考えられる。

訓練には次のような方法があげられる。多様な場面を考えた上で、それに対応した訓練方法を検討しなければならない。停電によって校内放送で指示ができないこともあるので連絡方法を考慮した訓練が必要である。

チェック

ア 通常訓練

- ・避難方法・経路を児童・生徒等と確認をするための訓練
- ・設定は学級（ホームルーム）での授業中、全教職員参加、児童・生徒等・教職員に負傷者不明者なしという設定での一般的な訓練

イ 緊急訓練

- ・児童・生徒等、教職員に災害の種類、発生場所などを事前予告なしで実施し対応を検証する訓練（緊急地震速報装置を活用した訓練）
※予告なしの訓練では児童・生徒の反応を充分検討し配慮すること
- ・特別な教育的支援を要する児童・生徒等に過度な負担にならないよう工夫して実施

新しい訓練

ウ 机上（図上）訓練

- ・多様な場面の設定が可能な訓練
- ・不在教職員が多い、放送設備使用不可、通信機器使用不可、登下校時、在宅時（児童・生徒等の安全確認を含む。）など

新しい訓練

エ 地域住民、関係機関、保護者と連携した訓練

- ・二次避難場所や避難の方法などの指導・助言を受けることが可能な訓練
- ・近隣学校、自治会等との合同訓練
- ・登下校時など、教職員が速やかに保護・指導できない場面の訓練や児童・生徒等が在宅時に被災した際の安全確認の訓練
- ・P T A 地域委員、民生児童委員、自治会役員等による安全確認と学校との連携

オ 集合・点呼訓練

- ・児童・生徒等が速やかに集合することを主眼に置いた訓練
- ・担任不在でも点呼・指導等が円滑に行えるようにするための訓練

カ 関係機関・家庭への緊急連絡の訓練

- ・通常連絡方法の迅速性を確認する訓練
- ・通常連絡方法が不通の際の連絡方法の確立
- ・災害用伝言ダイヤル、情報ネットワーク等を活用した連絡方法の構築と通信訓練

② 避難訓練の評価

児童・生徒等の安全に関する対応の評価は、避難行動（避難訓練）を通して行うことが有効である。訓練前は、計画のチェック、訓練後は実施状況のチェックを必ず行い、計画、行動等を見直すことで、より実効性のある避難訓練にしなければならない。

訓練実施ごとに検証を行い、改善策を講じるなど計画的に訓練を重ねて検証を繰り返し（P D C A サイクル）、より充実したものにする必要がある。

訓練の前後にチェックが必要な内容として次のようなものがあげられる。

<避難訓練のチェックリスト（例）>

評価項目	
1 避難の迅速性の確認	チェック
(1) 避難指示から安全に避難し点呼完了までの時間	
2 人数確認の方法やその迅速性	チェック
(1) 的確で素早い点呼方法	
(2) その日(時間)の出席状況の共有方法	
(3) 出席簿、健康観察簿、小黒板等を活用しての確認方法	
3 設備・器材等の点検	チェック
(1) 緊急用放送機器等が正常に作動するか点検	
(2) 避難に要する設備（救助袋等）に不具合がないか点検	
4 避難誘導、救助・救護体制等の円滑な運用	チェック
(1) 役割分担に沿った教職員の行動	
(2) 不測の事態への対応（負傷者・不明者あり、教職員の不在、多重災害の発生など）	
不明者を確認した場合の救助体制	チェック
(3) ①的確に不明者を把握する方法	
②不明児童・生徒・教職員の救助方法の確認と役割分担	
負傷者がいる場合の救護体制	チェック
(4) ①養護教諭が緊急時に主として行う任務とそれを支援する役割分担	
②養護教諭が不在時の対応	
③複数（多数）の負傷者がいる場合の役割分担	

(4) 教職員の研修

教職員は、災害から児童・生徒等の生命や身体の安全を守るために、学校における防災体制や防災教育の重要性と緊急性を十分認識し、防災に関する自らの意識や対応能力、防災教育に関する指導力を一層高めることが求められる。そのためには、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要がある。

各学校においては、学校安全計画に研修を位置づけ、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行うことが求められる。校務分掌中に学校安全の中核となる教員を位置づけ、研修の推進役としての役割を担ってもらうなど、校内体制の整備も必要である。

研修内容の例

- マニュアルに基づく、地震、火災、津波などに対応した防災避難訓練
- AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- 教職員の安全確保と安否確認の方法
- 児童・生徒等の安全確保と安否確認の方法
- 児童・生徒等の引き渡し等の方法
- 児童・生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程への位置づけ、教育内容、教材等に関する共通理解
- 児童・生徒等の心のケアに関すること 等

防災アドバイザーの活用

(5) 人材の活用

教職員の研修と併せ、児童・生徒等に対しては地域の実態に応じた指導が必要である。地域の実情に詳しい人や関係機関・団体（福井地方気象台・福井県防災士会）と連携を図り、実態把握や教材資源として活用することが望まれる。地域の歴史や地理、防災対策等について詳しい人材を活用し、関連施設の活用や教材開発を行うなどの取組みにより地域の実態に即した指導内容を検討する。児童・生徒等への指導が、やがては地域の防災対策につながり、地域の文化として根付いていくことが期待される。

行動連携の例	<ul style="list-style-type: none">○学校や地域の特徴に合った防災マニュアルの作成○過去の災害や地域の対応を踏まえた防災教育カリキュラムの開発○地域と学校が協働した防災訓練
地域資源活用の例	<ul style="list-style-type: none">○学校で行う安全教育や訓練に、地域人材の指導を活用する○地域にある安全に関する施設（防災センター等）を教材として活用する○地域の地形・地質・過去の災害・環境等を教材として活用する○地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり、体験したりする○地域で開催される安全に関する行事に参加するなどして、自らの安全を確保する能力や地域の方々等との助け合いの精神を育てる 等

チェック

(6) 備蓄

地震動が収まってからの避難行動、その後の下校や学校に待機することを想定し、それぞれの場面で必要となる物資等をリストアップするとともに、それらをどこに保管するかについても考える。特に津波や土砂災害、水害の被害が想定される地域では、保管場所（1階でいいのか、2階にするのかなど）に注意が必要である。また、必要と考えられる物資が揃わないときには、その代用品となるものについても考えておく。

特別な支援を必要とする児童・生徒のための備品や備蓄についても考えておく。

また、学校施設が地域の避難所となっている場合には、各市町の防災担当部局、教育委員会等と協議した上、管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法等についてあらかじめ定めておくことも必要である。

備蓄品のチェックリスト（例）

（文部科学省「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」より）

地震発生時の安全確保に役立つ物資等の例		
頭部を保護するもの	<input type="checkbox"/> 防災ずきん	<input type="checkbox"/> ヘルメット
停電時に役立つもの	<input type="checkbox"/> ハンドマイク	<input type="checkbox"/> ホイッスル
救助・避難に役立つもの	<input type="checkbox"/> バール	<input type="checkbox"/> ジャッキ

二次対応に役立つ物資等の例			
情報収集に役立つもの	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> 携帯テレビ（ワンセグ）	<input type="checkbox"/> 乾電池
	<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 衛星携帯電話	<input type="checkbox"/> トランシーバー
避難行動時に役立つもの	<input type="checkbox"/> マスターキー	<input type="checkbox"/> 手袋（軍手）	<input type="checkbox"/> 防寒具
	<input type="checkbox"/> スリッパ	<input type="checkbox"/> ロープ	<input type="checkbox"/> 雨具

学校待機時に役立つ物資等の例			
生活に役立つもの	<input type="checkbox"/> 飲料水	<input type="checkbox"/> 食料	<input type="checkbox"/> 卓上コンロ（ガスボンベ）
	<input type="checkbox"/> 毛布・寝袋	<input type="checkbox"/> テント	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ
	<input type="checkbox"/> バケツ	<input type="checkbox"/> 暖房器具	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ
	<input type="checkbox"/> タオル	<input type="checkbox"/> 衛生用品	<input type="checkbox"/> 電子ライター
			<input type="checkbox"/> 紙コップや紙皿
救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> A E D	<input type="checkbox"/> 医薬品類	<input type="checkbox"/> 携帯用救急セット
	<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> ガーゼ・包帯	<input type="checkbox"/> 副本木
	<input type="checkbox"/> 医療ニーズのある児童生徒等のための予備薬・器具等		
	<input type="checkbox"/> マスク	<input type="checkbox"/> アルコール	<input type="checkbox"/> 担架
その他	<input type="checkbox"/> 発電機	<input type="checkbox"/> ガソリン・灯油	<input type="checkbox"/> 段ボールや古新聞
	<input type="checkbox"/> 投光器	<input type="checkbox"/> プール水	<input type="checkbox"/> 携帯電話充電器

参考・引用文献

○文部科学省

- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き
(文部科学省：平成24年3月)
- ・子どもの心のケアのために 一災害や事件・事故発生時を中心に一
(文部科学省：平成22年3月)

○他道県教育委員会

- ・学んDE防災（北海道）
- ・学校防災に関する手引き（茨城県）
- ・学校における防災教育指導教材（神奈川県）
- ・防災シート（三重県）
- ・学校における防災教育・安全指針（和歌山県）
- ・学校防災マニュアル（兵庫県）
- ・学校防災マニュアル（高知県）
- ・学校防災管理マニュアル（徳島県）